



第49回「おかねの作文」コンクール

一円玉一枚は一つの思い出

東京都・東京学芸大学附属国際中等教育学校 2年 平澤 宏凜

あと2か月ほどで3歳になる幼い私は3回目の正月を迎え、お父さんのお母さんのお母さん、つまり曾おばあちゃんから初めてお年玉を貰いました。それまでは、両親やおじいちゃん、おばあちゃんから500円玉や1,000円札を貰い喜んでいました。喜ぶといっても、小さな袋の中に綺麗なメダルやおじさんが書かれた珍しいチケットを手にとって眺めることが楽しかっただけで、そのお金の金額だったり、価値だったりを考えることはできませんでした。

しかし、曾おばあちゃんからのお年玉を見た時は「どうやって使おうか。」と考えたことを覚えています。そのお年玉とは、3個の大きなごみ袋いっぱいに入っている一円玉でした。お父さんやおばあちゃんが嫌な顔をしている中、私は一人、「袋をひろげて中に入れてみようか。全部出してたくさん積んでタワーとお城を作ろうか。それともおはじきさん達と同じ大好きな缶の中に入れてようか。でもそれじゃ入らないかな……」などと夢のような想像をしていました。そこに曾おばあちゃんが来て、スーパーのレジ袋に入る分だけ一円玉を移して、「お買い物行こうか。」

と言われました。そこから二人だけでデパートまで歩き、木の積み木を買うことにしました。そもそも「お金」の理屈を理解していない私は、「お買い物」自体知りませんでした。自分の「メダル」をレジ店員さんに渡した時に私は初めて、おもちゃはピッてされてから優しいお兄さんやお姉さんがくれるのではなく、「メダル」とおもちゃを「こうかんこ」していることを知りました。私の「お買い物」は曾おばあちゃんが教えてくれたのです。

その後、一円玉達は曾おばあちゃんの家から自分達の家を持ち帰り、しばらく私の部屋に置いてありましたが、両親が邪魔に思ったのか二袋分を少しずつ銀行に運び、私の口座に入れておいてくれたらしく、一袋だけ残されました。私は幼稚園、小学校とすすくと成長し、自分で買い物をする機会も増えてい

きました。最後の一袋は大切なお金だと思い一円玉を定期的に自分の財布に移し、その内の半分以上を海外で経済的な事情で、私と同じように生活ができない人や子供達のために募金箱へ入れていました。

考えてみると「一円玉のお年玉」は4、5万円あったのではないかと思います。「お金」の使い方がある程度知った今、思い出して考えることがあります。「もし、今の私がああ『一円玉のお年玉』をもらったらどうやって使うだろうか。」まず、2歳だった私の純粋な目の輝きはないと思います。「何で一円玉？というかいくらなの？」と思い、「この額だと〇〇と△△を買ったらいくら残るかな。その残ったお金で何か買えないかな。」とすぐに自分の欲しい物で使い切り、その「お金への思い出」はなくなると思います。

お金は足が生えているかのように行ったり来たりすることから「足」とたとえられています。私はこの話を初めて聞いた時とても納得しました。しかし、今は少し違う理解をしています。その「足」は多様な場所へ行き、その地を、空気を感じ、時に楽で時に辛いことを知っています。一枚一枚に人や物の思い出、物語があり、それらが金銭的ではなくその一枚の「お金の価値」になることが身体の大切な「足」を意味しているのではないかと考えています。

今、「一円玉のお年玉」は曾おばあちゃんのお買い物で使ったスーパーのレジ袋と同じくらいのレジ袋一袋分まで減り、新しい貯金箱の横に大切に置いてあります。曾おばあちゃんは認知症になってしまい「一円玉のお年玉」のことは覚えていません。だから、なぜ曾おばあちゃんはその量の一円玉を持っていたのかや、なぜ私にくれたのか、本当はどのような使い道が良かったのかなど聞きたいことは山ほどあるけれど、もう聞けません。私は、「一円玉のお年玉」を初めて見た時の感情も、積み木を買う時一円玉を見たレジ店員さんの驚いた顔も、三つの袋を持って帰る時のお父さんの少し怒って呆れながら言った文句も、積み木で作った様々なお城も、世界の貧富の差を知った時の助けになりたいという気持ちも、全部覚えているけれど大好きな曾おばあちゃんとは話せません。それはとても悲しいけれど、それもこの「一円玉のお年玉」に刻む大切な物語です。これから「一円玉のお年玉」と新しい物語を作ることは何十年か後にすると決めています。私の曾孫ができることを夢見て、少しずつ一円玉を貯め始めました。思い出を新しく刻むことを待っている間は、袋いっぱいの一

円玉と傷やへこみがついた木の積み木を見て、「お金の思い出」を思い出したい
と思います。

(事務局注)

買い物の際に、同じ種類の硬貨（1円・5円・10円・50円・100円・500円の6種類）
を21枚以上使うと、商店等（お金の受け取り手）に断られることがあります。これは、
同じ種類の硬貨を一度に20枚まで使用する場合は「強制通用力」があり（売る側は受け取
りを拒めない）、21枚以上を使用する場合は「強制通用力がない」ためです。

—— 「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」の第7条に「貨幣は、額面価格の
二十倍までを限り、法貨として通用する」と定められています。

紙幣の場合は、強制通用力があるため、代金を支払うために無制限に使用することができ
ます。

